

エステティックサロン、美容医療事業者各位

令和 4 年 6 月 1 日 改正特商法施行に伴う
契約書面対応のお願い

厚生省生衛第 135 認可
全日本全身美容業協同組合

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年（2022 年）6 月 1 日より、改正「特定商取引に関する法律」が施行されるにあたり、エステティックサロンおよび美容医療を運営される事業者各位におかれましては、以下の通り、法令へのご理解とご対応をお願い申し上げます。

I. 令和 4 年 6 月 1 日に施行される改正特商法のエステティックサービスおよび美容医療契約における変更点及び対応事項

特定商取引に関する法律が改正され、第 48 条のクーリング・オフ規程が変更 になり、消費者からのクーリング・オフの通知が書面のみから電磁的記録でも可能になります。

従来は、消費者がクーリング・オフを申し込む場合、契約日の翌日から 8 日以内に書面（ハガキか封書等）に必要事項を記載して契約書に記載されている事業者宛に契約日の翌日から 8 日以内に投函することになっていました。

令和 4 年（2022 年）6 月 1 日以降、消費者は電磁的記録（電子メール、SNS、FAX、USB メモリ（郵送等）等の方法）に必要事項を記載して事業者宛に通知することでもクーリング・オフが可能になります。

つきましては、特定継続的役務契約（5 万円を超えて 1 カ月を超えるコース契約）を行うサロンおよびクリニックは、以下の対応が必要です。

1. 上記サロンおよびクリニックは、改正に伴い契約約款及び概要書面の記載を以下のとおり変更する必要があります。なお以下の変更がされていない契約約款や概要書面を消費者へ交付した場合、書面不備により当該消費者に変更された書面を交付し 説明するまでクーリング・オフ期間が延長されます。

◆当組合の契約書・概要書面をご購入のお客様へ

※改定以前の書面をお持ちの方は、以下の対応をお願いいたします。

<エステティック契約書・概要書面、美容医療契約書・概要書面>

6月1日にクーリング・オフの制度が変更になりました。

そのため、改定以前の書面をご利用いただく際には、裏面クーリング・オフ通知例（以下画像部分）に「**書面または電磁的記録**」の書き加えをお願いいたします。（書き加えることで、改定以前の書面も問題なくご利用いただけます）

お客様控

●契約の解除（「クーリングオフ」）に関する事項

- ・お客様は、サービス利用申込みの際に当サロンがお渡しする「契約書面」を受取後8日以内であれば、当サロンへの書面による通知で申込みの解除（クーリングオフ）をすることができます。
- ・お客様がクーリングオフについて、当サロンの事実と異なる説明により誤認され、または当サロンの威迫により困惑されたため、前項の期間内にクーリングオフをされなかった場合、当サロンが改めてお渡しするクーリングオフの説明書面を受取後8日以内は書面による通知でクーリングオフをすることができます。
- ・クーリングオフは、お客様が通知の書面を発信（発送）された時点で効力を生じます。
- ・クーリングオフの場合、当サロンは損害賠償または違約金は請求いたしません。また、既にご利用済みのサービスにつきましても対価を請求いたしません。前受金をいただいている場合は、速やかに全額を返還いたします。
- ・サービスの利用をクーリングオフされる場合、購入いただいた商品（表面記載の「関連商品」）の購入もクーリングオフをすることができます。ただし、その商品が開封された、またはその全部もしくは一部が使用または消費された場合（当サロンが開封、使用または消費を指示した場合は除きます）は、クーリングオフはできません。
- ・商品の購入をクーリングオフされる場合も、その旨を書面により通知ください。商品のクーリングオフも通知書面の発信（発送）時に効力が生じます。
- ・商品のクーリングオフにつきましても、当サロンは損害賠償または違約金を請求いたしません。引渡し済み商品の引き取りにかかる費用は当サロンが負担いたします。また、クーリングオフの対象となった商品の代金を既においただいている場合は速やかに全額を返還いたします。

【クーリングオフ通知書面例】 **書面または電磁的記録**

←この部分を書き加える

（申込み先サロン宛）
○年○月○日付の.....サービス利用（および（商品名）購入）の
申込みをクーリングオフするので通知します。
○年○月○日 住所
氏名 印

以下の画像は、改定版の書面です。

こちらをお持ちの場合は、そのままお使いいただけます。

●契約の解除（「クーリングオフ」）に関する事項

- ・お客様は、この書面を受取後8日以内であれば、当サロンへの書面又は電磁的記録による通知で契約の解除（クーリングオフ）をすることができます。
- ・お客様がクーリングオフについて、当サロンの事実と異なる説明により誤認され、または当サロンの威迫により困惑されたため、前項の期間内にクーリングオフをされなかった場合、当サロンが改めてお渡しするクーリングオフの説明書面を受取後8日以内は書面又は電磁的記録による通知でクーリングオフをすることができます。
- ・クーリングオフは、お客様が通知の書面又は電磁的記録を発信（発送）された時点で効力を生じます。
- ・クーリングオフの場合、当サロンは損害賠償または違約金は請求いたしません。また、既にご利用済みのサービスにつきましても対価を請求いたしません。前受金をいただいている場合は、速やかに全額を返還いたします。
- ・サービスの利用をクーリングオフされる場合、購入いただいた商品（「エステティックサービス契約書記載の「関連商品」）の購入もクーリングオフをすることができます。ただし、その商品が開封されたまたはその全部もしくは一部が利用もしくは消費された場合（当サロンが開封、利用または消費を指示した場合は除きます）はクーリングオフはできません。
- ・商品の購入をクーリングオフされる場合も、その旨を書面又は電磁的記録により通知ください。商品のクーリングオフも通知の発信（発送）時に効力が生じます。
- ・商品のクーリングオフにつきましても、当サロンは損害賠償または違約金を請求いたしません。引渡し済み商品の引き取りにかかる費用は当サロンが負担いたします。また、クーリングオフの対象となった商品の代金を既においただいている場合は速やかに全額を返還いたします。

【クーリングオフ通知例】

（申込み先サロン宛）
○年○月○日付の.....サービス利用（および（商品名）購入）の
申込みをクーリングオフするので通知します。
○年○月○日 住所
氏名 印

当組合から直接契約書面をご購入された方及び、ビューティーガレッジ様にて当組合の契約書面をご購入いただいたお客様につきましては、ご不明点・ご質問等がある場合、以下の電話番号もしくはメールアドレスにて対応させていただきます。お気軽にお問合せください。

全日本全身美容業協同組合 事務局

電話番号：06-6795-9313 メールアドレス：ajtbu-office@snow.ocn.ne.jp

【営業時間】毎週火曜～金曜 10：00～18：00（水曜のみ16：00迄）

※担当が不在の場合、回答まで少々お時間をいただく場合がございます。予めご了承ください。

2. 上記の「電磁的記録」の方法について、当該消費者に対して契約書もしくは 概要書面、または別紙に、事業者側が確認しやすい電磁的記録による通知の方法を示すことは妨げられません。

例：当サロンへのクーリング・オフの通知について、メールや FAX でクーリング・オフを行う場合には、以下のメールアドレス、または FAX 番号に送付してください。

メールアドレス●●●●@●●●●●●●●●● FAX 番号×××-×××-××××

3. 2. のとおり「電磁的な記録」を消費者に通知した場合でも、通知した「電磁的記録」以外の方法で消費者がクーリング・オフの通知をした場合はそれをもってそのクーリング・オフ通知を拒否することはできません。ゆえに以下のような記載しても無効です。

× 当サロン（クリニック）へのクーリング・オフの通知は当サロンが指定した方法以外で送付した場合は認められません。

4. クーリング・オフを通知されたサロンおよびクリニックは、速やかに当該消費者に対してクーリング・オフの通知を受け取ったことを連絡するように努めてください。

II.令和 4 年（2022 年）6 月 1 日以降、法令改訂に伴う変更していないエステティックサービス、美容医療契約及び概要書面を使用しなければならない場合

できるだけ 6 月 1 日以降は変更した契約約款及び概要書面を使用したほうがよいのですが、印刷した契約約款や概要書面があり、6 月 1 日から I の 1 に指定されている文面に変更されていない契約約款や概要書面を使用しなければならない場合は以下の対応をお願いいたします。

1. 「クーリング・オフの通知方法の追加のお知らせ」（別紙 1）を必ず交付すること。
2. 書面交付確認書（別紙 2）により当該消費者に 1.の書面も含めて必要書面の交付の確認をしていただき、サイン等をいただく。

なお、契約書に手書きなどで「電磁的な記録」（メールアドレスや FAX 番号など）の方法を記載するのであれば、契約約款や概要書面を修正後も、上記 1 の「クーリング・オフ通知方法の追加のお知らせ」を発行して、他の書面の受け取り確認も含めて「書面交付確認書」の利用を継続することでも問題ありません。

以上

(別紙 1)

本書面を必ずお読みください。

お客様各位

「クーリング・オフの通知方法の追加のお知らせ」

平素は当店を御利用いただき御厚情のほど、心より御礼申し上げます。

このたびは当サロンとのご契約ありがとうございました。

2022年6月1日より法律の改正に伴い、クーリング・オフの通知方法が追加され、これまでの書面に加え、メールやFAX（電磁的記録）などでも通知できるようになりました。つきましては、当サロンのエステティックサービス契約について、メールやFAXでクーリング・オフを行う場合には、以下までお願い申し上げます

メールアドレス：

FAX 番号：

年 月 日

サロン所在地：

サロン名称：

事業者名：

代表者名：

電話番号：

